

公立丹南病院組合職員の旅費に関する条例

〔平成11年6月21日〕
条例第16号

改正 平成17年1月12日 条例第1号

公務のため旅行する一般職の職員に対し支給する旅費に関しては、事務所所在の市町の一般職の職員の旅費の支給に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。